

相続税の改正にあたり相続税課税対象者が増加する。

相続診断士のニーズが増加!



日本全体では、1年間で約50兆円規模の遺産が受け継がれていく「大相続時代」。家計に大きな贈り物となる可能性もありますが、遺族の争いに発展することも多い相続問題。実際、家庭裁判所の相続関連の相談は約18万件と10年前の2倍に増えています。また、相続はお金持ちの問題という誤った認識が一般家庭の相続準備を怠り、問題を複雑にしています。実際、司法統計年報(平成26年度版)によると、紛争件数の約74%が5,000万円以下の遺産分割で揉めています。遺産が多いから揉めるのではなく、100人いれば100通りの相続があり、どこの家庭にも、きちんと相続に対しての準備と助言が必要な時代です。

相続診断士のアクションイメージ

相続診断士は相続について知識のない相談者から現状をヒアリングし「相続診断」を行い、問題点を明確化させます。その後に問題に合わせた専門家(弁護士・司法書士・税理士・その他)へつなぐ役割も行います。

相続で悩んでいる方

一般の方

相続に関する情報提供

現状のヒアリング

まずは相続診断してみよう!

笑顔相続の道先案内人

相続診断士®

◎相続の解説 ◎エンディングノートや遺言の準備促進 ◎相続診断
◎問題点の明確化 ※問題に応じ専門家を引き合せ ◎笑顔相続へのコーディネート

弁護士

司法書士

税理士

行政書士

不動産鑑定士

※相続トラブルの相談を受ける
※遺産分割の調停等
※遺言書作成の助言等

※不動産の名義書換(相続登記)
※不動産の生前贈与の登記
※成年後見の相談を受ける
※遺言書作成の助言等

※相続税に関する相談を受ける
※相続税の申告業務等
※相続財産の評価等
※その他の税法上の相談業務

※遺言書作成の助言

※不動産の評価

その他

相続税の実情と今後の変化

以前

平成21年亡くなられた方
約1,140,000人
相続税非対象者96%

約45,600人

相続税対象者4%

現在

平成27年予想される死亡数
約1,140,000人
相続税非対象者90%

約114,000人

相続税対象者8%~10%

法律改正

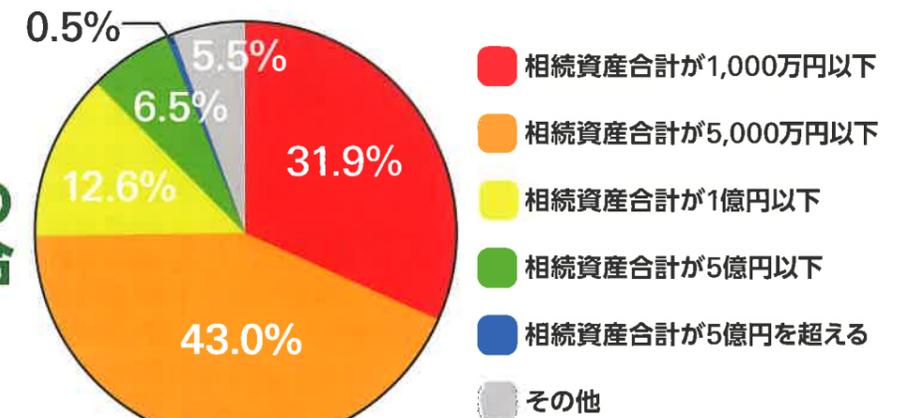
平成27年1月1日より

相続税法の改正より自身の相続財産が課税対象になる部分の増加さらに対象になるかどうか不安を感じる方も増え、相続に関する相続は高まる一方です。問題の解決方法として、税理士以外で相続の有る一定以上の知識者が一次対応を行っていく事で解決していくと当協会は考えています。そして「相続診断士」が数多くなる相談者の一次対応をして頂く事が多くの問題解決になると考えます。

相続資産5000万円以下の方による紛争の割合は74%

家庭裁判所に持ち込まれる相談数も年々増加1年で18万件

遺産分割金額の金額別訴訟割合



最高裁判所の「司法統計年報」平成26年より

上記の表を見てお分かりの通り相続税対象者の訴訟の割合は非常に低く相続資産5000万円以下の方の紛争割合は74%にもなっています。相続税非対象者も含まれるので税理士でもなかなか手つかずの状態です。そこで「相続診断士」が数多くの相談者の一次対応をしていく事が多くの問題解決になると考えます。